

2023年8月2日

学生・教職員の皆様
学長 永山 ルツ子

2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行されました。それに伴い、これまで運用してきた「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針」を8月8日より「感染症拡大防止のための活動指針」に変更するとともに、レベルを1から0に変更いたします。(8月2日危機管理委員会にて決定)

静岡英和学院大学
静岡英和学院大学短期大学部

感染症拡大防止のための活動指針

感染症の拡大状況をレベル0からレベル5までの6段階に分け、それぞれのレベルに応じた行動範囲を定める指針を作成しました。なお、指針及びその取り扱い、今後の状況に応じて変更することがあります。大学からはポータルサイトやHP等を通じて、随時お知らせしますので確認するようお願いいたします。

●現在のレベルはレベル0です。

2023年8月8日現在

レベル	授業 (講義、演習、実験、実習)	勤務体制		各種会議	学生の入構	課外活動・ 学内イベント※1 (全てのレベルでオンライン活動可)	施設の利用 (食堂・コンビニ含む)	出張・移動※2	感染 拡大防止対策
		教員	事務職員						
0 通常	・感染防止に留意して原則、対面授業を実施 一部の科目でオンライン授業を活用	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり ・オンライン会議またはメール会議(情報共有・伝達)を活用	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり	・感染防止に留意して通常どおり
1 感染拡大防止対策により通常相当の活動が可能	・感染拡大防止に留意して原則、対面授業を実施 一部の科目でオンライン授業を活用	・感染拡大防止に留意して通常勤務 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・感染拡大防止に留意して対面会議を実施 ・オンライン会議またはメール会議(情報共有・伝達)を活用	・感染拡大防止に留意して授業、課外活動のために入構可	・感染拡大防止に留意して活動可	・感染拡大防止に留意して学内者・学外者とも員出、営業可	・感染拡大防止に留意して移動すること	・検温推奨 ・マスク着用は求めない ・入構時手指消毒推奨 ・手洗い励行 ・靴消毒の徹底 ・教室の換気 ・体調不良者入構禁止
2 感染拡大防止対策を講じても一定の制限が必要	・実技系科目、少人数科目は原則、対面授業を実施 その他のオンライン授業を実施	・感染拡大防止に留意して通常勤務 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・オンライン会議またはメール会議を積極的に活用	・感染拡大防止に留意して授業、課外活動のために入構可	・大学が許可した活動のみ可(合宿は不可、学外における試合・演習会等は大学の許可が必要)	・感染拡大防止に留意して学内者・学外者とも員出、営業可(学外者は一部制限あり)		・入構者の防止対策 ・検温必須 ・不織布マスク推奨 ・入構時手指消毒 ・使用機器の消毒 ・アクリル板設置
3	・実技系科目、少人数科目は原則、対面授業を実施 その他のオンライン授業を実施	・感染拡大防止に留意して通常勤務 ・オンライン授業の許可科目は在宅勤務可	・感染拡大防止に留意して通常勤務	・オンライン会議またはメール会議を積極的に活用	・感染拡大防止に留意して授業、課外活動のために入構可	・大学が許可した活動のみ可(学内活動日数・活動時間の制限、学外活動は禁止)	・感染拡大防止に留意して学内者・学外者には員出、営業可 ・大学が特別な理由により許可した学内者、学外者には員出、営業可	・県内外への出張、移動を自粛	・手洗い励行 ・教室等の閉引き ・教室の換気 ・感染の心配 ・活動名簿の提出 ・体調不良者入構禁止等
4 感染拡大防止対策を講じても多くの制限が必要※3	・原則、オンライン授業で実施 ・国家資格や教員免許の取得等に必須の外が実習は、相手機関と調整の上、実施可	・在宅勤務を推奨	・在宅勤務・休暇取得を推奨 ・窓口業務は原則メールまたは電話のみ ・事前に許可された学生等の相談、書類受理は可	・原則、オンライン会議またはメール会議のみ可	・対面許可授業の出席者及び事前入校許可者のみ可 ・授業終了後はすみやかに帰宅する ・学外者は許可者のみ可	・大学が許可した活動のみ可(学内活動日数・活動時間の制限、学外活動は禁止)	・原則員出不可(大学運営に必要不可欠な事業者は可) ・食堂、コンビニは、大学の許可する場合のみ営業可	・県内外への不要不急の出張・移動を禁止	
5 活動の原則停止※4	・オンライン授業のみ実施	・原則、全員在宅勤務 ・大学運営に必要最低限の者のみ入構可	・原則、全員在宅勤務 ・大学運営に必要最低限の者のみ入構可	・オンライン会議またはメール会議のみ可	・不可	・学内外を問わず対面活動禁止	・員出、営業不可(大学運営に必要不可欠な事業者は可)	・原則、全ての出張、移動を禁止	

* 1 入学試験及び学生募集関連の事業については、本指針とは別に扱うものとする。 * 2 緊急事態宣言が発令されている都道府県との往来は上記のレベルにおいても原則禁止とする。 * 3 静岡県に緊急事態宣言が発令 * 4 学内においてクラスターが発生